

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局総務課）

項 目 名	改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、印紙税

要
望
の
内
容

今般の新型コロナ対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、令和4年12月9日に公布された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に、補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されるまでの間、病床確保と発熱外来に関して初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関について、感染症流行前の同月と同水準の収入を保証する措置（以下「流行初期医療確保措置」という。）が規定された。

流行初期医療確保措置による収入は、社会保険診療による収入の実績に基づいて算定されることや、診療報酬と同様に保険料（保険者の負担）と公費によって賄われることから、実質的に社会保険診療による収入の代替となるため、税制上で同様に取り扱うことを要望する。

所得税関係では、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第1項（社会保険診療報酬の所得計算の特例）及び第67条第1項（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）に規定する「社会保険診療につき支払を受けるべき金額」に流行初期医療確保措置による収入を含めることを要望する。

これに伴い、法人税関係において、社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、オープン病院、福祉病院の収入要件の算定において、流行初期医療確保措置による収入も社会保険診療に係る収入金額等に含めることを要望する。

なお、社会医療法人等が得た流行初期医療確保措置による収入は、法人税が非課税となる。

また、印紙税法（昭和42年法律第23号）において、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が作成する診療報酬の支払等に関する文書や、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が作成する国民健康保険の業務運営に関する文書は印紙税が非課税とされていることを踏まえ、支払基金又は国保連合会が作成する流行初期医療確保措置に関する文書について印紙税の非課税措置を要望する。

なお、消費税、相続税、贈与税は社会医療法人や認定医療法人に係る税目として対象税目に含めているが、流行初期医療確保措置による収入が当該税目に直接影響を与えるものではない。

<関係条文>

感染症法第36条の9、第36条の10

印紙税法第5条第1項第3号

租税特別措置法第26条第1項、第2項、第67条第1項

社会医療法人：医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロ

特定医療法人：租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（厚生労働省告示）一イ

認定医療法人：医療法施行規則第57条の2第1項第2号イ

オープン病院等を開設する医師会等：法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示）一

		福祉病院を開設する公益法人等：法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示）	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>流行初期医療確保措置は、感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症等の特性が明らかでない当該感染症まん延時等の初期段階（以下「感染症の流行初期」という。）において、患者の入院等の対応を行う医療機関が経営上の不安を抱えることなく、継続して医療を提供することにより、必要な医療提供体制を維持することを目的に措置されるものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>感染症の流行初期に必要な医療提供体制を維持するという政策目的を達成するためには、支払基金又は国保連合会が行う、流行初期医療確保措置に伴う医療機関への支払事務について、社会保険診療報酬の支払事務と同様に円滑かつ確実にを行う必要がある。</p> <p>そのため、社会保険診療報酬の支払事務と同様に、支払基金又は国保連合会が作成する流行初期医療確保措置に関する文書について印紙税を非課税とする税制上の措置を講じるもの。</p> <p>また、社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、オープン病院、福祉病院の収入要件の算定において、流行初期医療確保措置による収入も社会保険診療に係る収入金額等に含めることにより、各法人格の認定の継続に支障を来さないようにすることで感染症の流行初期に医療を提供する医療機関を確保する。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する点	合理性	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置

		<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>感染症の流行初期において、地域における医療提供体制を維持する。具体的には入院患者数が約 1.5 万人、発熱外来患者数が約 3.3 万人に対応できる医療提供体制を確保する。</p>
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>約 2,000 件（※）</p> <p>（※）感染症の流行初期において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院医療を行う施設数について、例えば新型コロナウイルス感染症対応において総病床数 400 床以上の重点医療機関が約 500 機関だったこと、 発熱外来を行う施設数は、例えば新型コロナウイルス感染症対応において新型コロナウイルス感染症患者が入院可能な診療・検査医療機関が約 1,500 機関だったことを踏まえた推計値としている。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>感染症の流行初期に必要な医療提供体制を維持するという政策目的を達成するためには、患者の入院等の対応を行う医療機関が経営上の不安を抱えることなく継続して医療を提供できる体制を構築する必要がある。</p> <p>そのため、流行初期医療確保措置によって経営上のリスクを払拭するとともに、当該収入について税法上、社会保険診療による収入と同様に扱うことで、当該収入を得た社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、オープン病院、福祉病院の認定に支障を及ぼさず税制上の不利益が生じることを防ぐことができるため、政策目的を達成する手段として有効である。</p> <p>また、支払基金又は国保連合会が行う流行初期医療確保措置に伴う医療機関への支払事務は社会保険診療収入の支払事務と同様に円滑かつ確実にを行うことは医療機関の経営上の不安の払拭に寄与することから、社会保険診療報酬の支払事務と同様に、支払基金又は国保連合会が作成する流行初期医療確保措置に関する文書について印紙税を非課税とする税制上の措置を講じることも政策目的を達成する手段として有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>地方税においては、流行初期医療確保措置による収入について社会保険診療による収入と同様に事業税の非課税措置を要望する。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	今般の新型コロナ対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に感染症の流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、感染症の流行初期において、地域における医療提供体制を維持することが必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯	—		